

男女共同参画社会づくり懇談会
第1回会議録（概要）

- 1 日 時：平成14年6月27日（木）午後3時～5時
- 2 会 場：宇都宮市議会棟第1委員会室
- 3 出席者：山口委員，加藤委員，藤井委員，山村委員，本田委員，矢治委員，渡邊委員，
大木委員，新井委員，川俣委員，水沼委員，平野委員，新川委員，添田委員，
宮田委員，荻野委員

4 会議経過：

- (1) 開会
- (2) あいさつ（入江市民生活部長）
- (3) 委員紹介
- (4) 会長，副会長選出
委員の互選により，会長に山口委員，副会長に新川委員を選出
- (5) 会長，副会長あいさつ
- (6) 会議事項
この懇談会を原則公開とすることの承認を得る。

【 男女共同参画に関するこれまでの取組と今後の課題について】

事務局から資料1「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画と実施プランについて」，資料2
「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画の実績評価について」及び資料3-1「男女共同参画
に関する現状と課題について」説明

説明の後，「男女共同参画に関するこれまでの取組と今後の課題について」懇談に入る。

（会長）

ただいまの説明について質問や意見をお願いしたい。

（委員）

会議の進め方について伺いたい。市からの資料全体について論議するのか。

（会長）

事務局の説明について質問や意見をまず伺いたい。

（委員）

条例の制定についてだが，条例を制定するための手続き，条件はどういったことか。

（事務局）

条例をつくる場合に検討することは，条例の中にどのような事項を織り込み，基本的な考え方を条文化するかの検討である。市民の皆さんからのご意見を吸収するために，たとえばインターネットで条例案を示し，いろいろとご意見をいただき，さらに条文の練り直しを行う。その後，手続きとして，行政内部の決定機関である庁議にかけ，その後議会に上程し可決をもって決まる。

（委員）

条文案を示して市民の意見を聞くということだが，先ほど資料の説明の際に「市民のニーズの把握が困難」ということがあったが，案を作る前に，市民の意見を広く集めるということはないのか。この懇談会の委員の構成をみても大変立派な方々がそろっているが，一般公募からの委員は2名しかいない。宇都宮のような大きな町で2名は少ないし，事務局で立派な案を作って，完成近くなってから急にホームページなどで示されても，普通の市民にはなかなか分かりづらい。どのようにより多くの市民の意見を反映していくのかについて考え方を伺いたい。

(事務局)

「市民ニーズの把握が困難」という先ほどの説明は、資料のこと(実績評価)だが、これは事業一覧の中で がついている「子育て・介護への社会的支援の充実に努める」において、「難病患者短期入所生活介護事業の推進」として受け皿を作ったにもかかわらず、利用者が1人しかいなかったということで、ニーズの把握が難しいということにつながったものである。評価の仕方について、今後研究すべき課題と捕らえている。

(事務局)

条例化にあたって市民の皆様の意見をいかに聞くかということだが、当然のことながらこの懇談会そのものが市民を代表する方々に集まっていただいた場であるということが前提である。できあがった条例案のようにとらえていらっしゃるようですが、条例案はあくまでも叩き台であり、この懇談会の中で充分検討していただきたい。また通常条例化については、市民の意見募集につきましては、パブリック・コメントという手法をとることになっており、懇談会等で検討し、ある程度固まった条例案について一般公開して、不特定多数のご意見をいただき、やりとりを進めていく。市民の皆様の声が入らないということはないと考えている。

(委員)

公募枠が少ないということについてはどうか。

(事務局)

委員の10%を公募枠目途としている。今回は委員数が20名弱であるため公募枠は2名となっている。

(委員)

10%の根拠はあるのか。

(会長)

数値は記載されているのか。

(事務局)

内規で10%以上とすることになっている。

(会長)

このような貴重な意見も事務局でしっかり受け止めていただきたい。

(会長)

(2)について説明をお願いします。

【 男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画の改定及び検討体制について】

事務局から資料4「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画の改定及び検討体制について」説明

説明の後、「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画の改定及び検討体制について」懇談に入る。

(会長)

ただいまの説明について質問や意見をお願いしたい。

ここで、市長が到着したため、市長あいさつが入る。 ○ 市長所用のため退席
引き続き討議に戻る。

(会長)

資料4(行動計画の改定及び検討体制)の説明について質問や意見を伺いたい。

(委員)

懇談会の期間は3月までか。

(事務局)

月1回程度のペースで開催したい。途中パブリック・コメントで中断することが考えられるが、回数でいうと5回くらいだ。

(委員)

アクションプログラムの改定と条例の制定の連動はどう考えればよいのか。

(会長)

条例の話が出ているが、これに関してほかの委員の方でもお話ししたい方がいるのではないですか。

(委員)

条例に市民の意見をという話があったが、私どもは「男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議」という名の5年になる組織である。条例が必要だろうということで、特別チームをつくり条例を制定した自治体の視察もし、1年かけて条例案をつくって、5月7日に市長に提案した。

そこで、それを懇談会で叩き台として使っていただけたらありがたい。資料にもあったとおり、現在35の都道府県と56の市区町で条例を制定している。宇都宮は6年前に「日本女性会議96うつのみや」を開催した。全国に先駆けてこうしたことを行った宇都宮にぜひ条例がほしい。

条例が根本にあればそれに伴う実施プランも自動的にできるのではないか。条例をしっかり叩いていくのがこの会議だと考えるがいかがか。

(会長)

早急に条例を制定する必要があるのではないかと、ということだがいかがか。

(委員)

条例案をつくられたのであれば、まず(市民会議の条例案を)資料として拝見したい。

条例だけを検討する場としてはほしくない。私たち当事者にとっての問題は、むしろ条例をつくったあとに、どう施策が実施されるのかという点だ。例えば、自分は5歳の子どもを公立の保育園に通わせていたが、保護者が働いているから保育園を利用しているはずなのに、年に何回も、保護者参加の行事が平日に行われる。出てくるのはほとんど母親だ。仕事を休んで行事に参加せざるをえない。これが男女共同参画社会といえるのか。男女共同参画といくらいついていても、施策の実行の場ではこのようなことが日常的に行われており、その苦情をもっていく場がないのが現状。厚生労働省でも保育・福祉施設などへの第三者評価の導入を検討しているはず。施策実行の段階で市民の声をどのようにくみ上げて反映させるのかの「仕組みづくり」も、ぜひここでやっていただきたい。

(委員)

私どもではそういうことを日ごろやっている。条例案を叩いてもらうということは、今のよう議論を踏まえた上で叩き合うことになる。例えば今おっしゃったような苦情処理の問題がある。これを宇都宮市の場合どうするのか。苦情処理機関をつくるのかといったことを議論する事だ。今のよう話を重ねていくと条例になり、実施プランとなる。並行して進んでいくことになる。

(会長)

条例と行動計画の関係をみると、計画を進めていく根拠が条例になるということだ。

(委員)

前回のプランができた時点で条例をつくるべきだということを意思表示した。その大きな理由は、これが

らプランを推進していく場合、議会の中で予算をもつにあたって条例をつくるのが大事だということだ。次に、進捗状況や実績評価を1年ごとに市民に示すことは大変よい。また、宇都宮市は宇都宮市としての特性を根底に据えて新しい時代の中で事業に取り組んでいく必要がある。条例に一番期待することは、条例をつくる過程で生活者の生の声がどれだけ実現されるかということだ。

スケジュールについてだが、条例の条文を市民におろしてパブリック・コメントをとるということだが、宇都宮らしさを実施プランに入れていく時期の検討も含めてやっていけるのだろうか。中核市なのだから条例づくりには賛成である。条例をつくるにあたって条文の検討だけでよいだろうか。生活者の意見を5回の懇談会でどこまでだせるかが、勝負なのではないだろうか。2月まで大丈夫だろうか。

(会長)

条例づくりは大賛成ということだが、行動計画の見直しと両方やっていくことは事務局として大丈夫かということだが。

(事務局)

市でも「条例化も視野に入れて」と考えていたところなので、この懇談会で具体的に方向性が出たことは大変ありがたい。パブリック・コメントを含めたスケジュールだが、委員の皆様のご意見は、条例化するべきと捉えて、それを前提としたスケジュールということで次回までに、中身について資料を作り直して、お示ししたいと思う。

(会長)

資料4の「5スケジュール」を条例化と計画改定の両方含めたもので出していただけるとのことだ。

(事務局)

条例化に論議が入ってくるとなると、条例を受けての行動計画策定ということになるので、まず条例をご検討いただき、それが固まった段階で行動計画に入りたいと思う。

(委員)

条例を作ってから行動計画をつくるには2年くらいかかるのではないか。

(委員)

1つの例としてクォータ制の問題をあげてみると、女性を何人入れるべきか、それをどう書くかだ。条例化については5年前にも議論になったことだが、5年前には時期尚早ということだった。今は、こういうことも条例には少しぼかして抽象的に書き、プランに具体的な数字を入れるということも考えられる。(条例化に向けて)こういうことを議論したい。条例案を一つ一つ検討することは、イコール並行してプランを検討する事になる。条例が先で、プランはそれに伴うものになる。

(委員)

議論の中身は、条例、行動計画と決めなくてもよいのではないだろうか。市民グループの叩き台も含めて議論すればよいのではないか。

(委員)

まず市民会議での叩き案を出していただいた方がよい。

(委員)

その場合、条項を含めて条例案を練ったあとの手続きはどうなるのか。これは諮問機関ではないですね。

(会長)

懇談会だ。

(委員)

そうすると答申するということになるのか。要望となるのか。その辺の手続き上の問題はどうか。

(事務局)

懇談会からのご提言という形で市長がお預かりすることになる。

(委員)

大事なのは、行動計画の改定についてだが、(現計画の実績評価のうち,)進捗状況としてxは1つもないということだ。行動計画についてどう評価するか、ということについて次の行動計画では xの妥当性についても市民に対してパブリック・コメントを得たい。市がやったことに対し、市が評価するのではなく、他者評価をしないと次の計画を決める際の評価にならない。条例のパブリック・コメントも大事だが、評価のパブリック・コメントをしてキャッチしたうえで、より重点化するものについてはここだ、ということをするのが1つめである。

2つめは、今後は数値目標をたてた方がよいということだが、そういう数値の立て方の妥当性などについてもチェックしていかなければならないと思う。行動計画を立てる際、数値目標も含めてだというのが、毎年ローリングということで、条例に数値を入れるか実施計画に入れるか、そこまで腹をくくっているのか。そこを今日話さなければならぬと思う。数値目標をどうたてるのか、この会の方たちの力を拝借するような形でやっていくとよいと思う。

(会長)

改定の時の見直しをどのようにやっていくのか、ということだったが。

(委員)

今の意見に共感するのだが、行政なので仕方がないとも思うが、事業消化型にならないでほしい。例えば、事業では講座や啓発に力を入れているようだが、例えば講座は平日の日中に行われるものが多く、仕事をしている人などは講座に出てくることは無理で、受益者が少ない。それぞれの事業の妥当性を評価せずに、講座を何回実施したから評価は(良し)とする、というやり方で評価といえるのか。また、DVやセクハラなどについての対策ももちろん必要であると思うが、エキセントリックで注目されやすいことだけではなく、大半の当事者が困っているのは、日々の生活の中のコまごまとしたことであり、啓発以外の仕組みも必要ははず。

(委員)

県でも条例を検討しているがこのスケジュールではとても無理ではないか。市民がつくったものが提案されているのなら、プランを作るにあたっての参考資料とすればよいのではないか。今条例をつくるのではなく、(提案された条例の内容を)担保しながら計画改定を進めるのではどうか。

(宇都宮市の)現状と主要課題というものを(「意識づくり」など)8つの分野で掲げているが、これを1つ1つ検証していき、足りない課題も出してやっていかないと今年度いっぱいでは終わらないのではないだろうか。

(委員)

自分は福祉の立場で出てきているが、介護負担の軽減では、市の進捗ではある程度やっていることになっているが男女共同参画の視点からは現実とのギャップがある。保育所に入れたとしてもお迎えは4時というのがある。デイサービス、ショートステイサービスなどもそういう状況にある。進捗状況だけでなく、もう少しこういう細かい話し合いをしていただけるとありがたい。

(会長)

いろいろな意見が出てきた。プランの見直しと条例を先がけて検討するのは、スケジュールから困難ではないか、またスケジュールだけでなく評価の妥当性の根拠を市民に公開したほうがよいという意見、市民の条例案は参考資料にしてプランに絞ってはどうかという意見などが出てきたが、事務局としてはどうお考えか。

(委員)

制限された時間内で皆さんの意見を聞きたい。これだけ意見が出たので会長，副会長，事務局に託してはどうか。個別な話題を議論する時間はない。この1年，3月末日途というのであれば，骨組みみたいな話をやらざるを得ないのではないか。会長，副会長，事務局で練っていただいて，次回は市民会議でつくった条例をいただく，県の基本的考え方をいただくなどしてやっていくのではどうか。

(委員)

一つ方向性を確認したほうがよいと思うのだが，この懇談会で条例案までいくのか，アクションプランの改定にとどめておくのか，5回ぐらいの日程で皆さんがどうお考えなのか確認しておいたほうがよいのではないか。

(会長)

事務局としてもタイムスケジュールと資料の提供の要望もあるので，事務局から次回資料を出していただき，その中で方向性を出していくことでどうか。

(委員)

今回の資料が届くのが遅かった。資料を早くいただけたらと思う。

(会長)

事務局として次回をいつと考えているか。

(事務局)

次回は7月30日(火)午後2時から5時まで，14C会議室を予定している。

(会長)

事務局は先に資料を送っていただくようお願いする。

(事務局)

次回の資料，会議の内容については，会長，副会長と相談しながら進めたいと思う。

(委員)

検討していただきたい事項や，お考えを委員の皆さんから予めいただいて，分類して配ってもらえればと思う。

(会長)

今日の会議の中で出てきた意見は資料として出す。それ以外にこの場では発言していないがこの部分がほしいというのがあればそれも含めて出す。ただし限られた時間内でどの程度できるかということもある。

(事務局)

100パーセント揃えられるかどうかは別として，皆さんに共通にわかっていたいただきたいものは用意したい。

(会長)

限られた時間ではあったが，本日はありがとうございました。

(7) 閉会